

倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例

倶知安町では、平成30年12月、「倶知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」を制定した。地域住民、町内会等、事業者等及び町の相互理解と協働により町内会等への地域住民の加入と参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指している。

1 条例制定の背景

清澄な一級河川尻別川と羊蹄山・ニセコ連峰の豊かな自然に恵まれた私たちのまち倶知安は、ジャガイモの生産は国内トップクラスを誇り、豊富なパウダースノーにより「東洋のサン・モリッツ」と称され、国際リゾートとして発展しています。また、昔から屈指の豪雪地帯として名高く、先人が困苦に耐えながら開拓してきたこの郷土と、そのたくましい精神を受け継ぎ、人と人とのつながりや助け合いにより、豪雪等の自然環境の厳しさを克服しながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

しかしながら、近年の人々の価値観や生活形態の多様化、少子高齢化の進行、リゾート開発に伴う急速な交流人口の増加、国際化の進展、集合住宅や単身世帯の増加等に伴って、まちの足元を支える町内会等への加入や活動への参加が減少し、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

このような中で発生した東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震その他頻発する豪雨等による甚大な災害を通じ、私たちは、改めて人と人とのつながりや助け合いの大切さ及び重要性に気付かされ、自立的な活動主体であり、公共的な役割を担う町内会等と行

政との協働により、一層豊かな地域コミュニティの構築を進める必要性をより強く認識することとなりました。

そこで、本町では、地域住民、町内会等、事業者等及び町の相互理解と協働により町内会等への地域住民の加入と参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指すために条例を制定しました。

2 審議の経緯

平成29年6月、全国の先行事例を参考に「町内会加入促進条例」原案を作成し、倶知安町議会厚生文教常任委員会へ条例原案を提示、説明しました。倶知安町議会厚生文教常任委員会より、既存の各町内会・自治振興会への「町内会加入促進条例」原案の丁寧な説明と各町内会・自治振興会より寄せられた御意見・御要望を取り入れ、より身近な条例とすることとの御意見を頂きました。本町としても、町並びに町内会等と双方一致、納得したものでなければ意味をなさないものと認識しており、拙速に条例を成立させることは考えず、合意を得た上で策定することとしました。

倶知安町
住民環境課

同年10月には、各町内会長・自治振興会長へ「町内会加入促進条例」原案を送付し、広く御意見・御要望を頂くとともに、町ホームページにてパブリックコメントを募集しました。

平成30年7月には、町内会・自治振興会の上部組織である町内会連合会と協議を進め、地域住民、各町内会・自治振興会、事業者等の相互理解と協働による条例づくりを進めることとしました。

度重なる町内会連合会との協議・調整を経て、俱知安町議会厚生文教常任委員会へ進捗状況を報告し、同年12月、俱知安町議会定例会へ条例案を上程、提案説明をし、委員会審議、本会議審議を経て、平成30年12月13日「俱知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」がスタートしました。

3 条例の内容・特徴

第1条では目的として、住民相互の連帯意識に基づく地域コミュニティの役割の重要性に鑑み、地域住民の町内会等への加入及び参加を促進することに関し、基本理念及び必要な事項を定め、地域住民、町内会等、事業者等及び住宅関連事業者等の役割並びに責務を明らかにし、もって誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の

実現に寄与することとしました。

第2条では定義として、地縁に基づき形成された自治組織で、町内会、自治会、自治振興会その他の団体を「町内会等」とし、町内に居住する全ての個人で住民基本台帳の記録の有無、国籍のいかん及び居住の長短を問わず「地域住民」としました。更には、町内会事務所又は事業所を有する個人又は法人及び国又は北海道の出先機関を「事業者等」とし、町内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理を業として行う者や町内において賃貸住宅を所有し、又は自ら所有しないが賃貸住宅を建築若しくは購入する者に出資している者を「住宅関連事業者等」と位置付けました。

第3条では基本理念として、地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、町内会等が重要な役割を担っていること、地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること、町内会等の自立性及び個性を損なわない配慮が必要であること、地域住民、町内会等、事業者等、住宅関連事業者等及び町の相互理解と協働により行われることを基本理念としました。

第4条では地域住民の役割として、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために町内会等が重要な役割を担っていることを理解し、町内会等への加入

及びその活動へ積極的かつ主体的に参加するものとしています。

第5条では町内会等の役割として、地域の中心的な担い手として、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域住民の自発的な町内会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、町内会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供し、その地域を担う人材育成に努めるものとしています。

第6条では事業者等の役割として、事務所又は事業所が所在する地域の町内会等の活動に参加及び協力するものとし、従業員がその居住する地域の町内会等へ加入し、かつ、その活動に参加することに配慮するものとしています。

第7条では住宅関連事業者等の役割として、町内会等への加入及び参加の促進に関する町の施策に協力するよう努めるものと、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町内会等に関する情報を提供するものとし、同じく所在する地域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとしています。

第8条では町の責務と町内会等への加入促進施策等として、地域住民の町内会等への加入

入及び参加の促進に係る活動その他町内会等の活動に対し必要な支援を行い、情報の提供、助言等必要な措置を講じるとともに、積極的な広報及び啓発を行うものとする。町内会等との協働の推進を図るために、俱知安町町内会連合会と連携し、町内会等への支援体制の充実を図ること、町の職員は、自ら地域の一員であることを自覚し、町内会等の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、町内会等との協働に努めるものとなりました。

第9条ではその他として、必要な事項は町長が別に定めることとしています。

地域住民、町内会等、事業者等、住宅関連事業者等の役割、町の責務を明文化したことで、各々加入促進に向けてすべきことが明確になりました。

4 条例に基づいた取組、今後の課題、展望

「俱知安町町内会等への加入及び参加を促進する条例」に基づき、町と町内会連合会は、町内会への加入を促すマニュアル（手引書）や英語表記のチラシを作成し、急増するスキーリゾート関係の外国人居住者らにも呼び掛けて町内会加入率の低下に歯止めをかけ、安全安心なまちづくりを進めることとしました。

た。

マニュアル（手引書）は、ごみステーションや防犯灯の管理など町内会の機能と活動を分かりやすく説明し、加入を呼び掛ける方法を記載して各町内会に配布しました。

また、日本語と英語を併記したリーフレットを作成し、役場窓口で転入の手に来た新住民の方々に配布することとしました。

今後の課題としては、平成9年（1997年）11月時点で町内会加入率が67%でしたが令和2年（2020年）3月には59%と6割を切ったことから、冬期間の外国人雇用のためのアパートなどが増え、生活習慣の違いか

ら苦情も出ていることを踏まえ、防災を含め安全安心な地域にするため、町内会への加入を進めることとしました。

コロナ禍の影響により国内外からの観光客が激減し、冬期間の季節雇用者も減ったものの大規模開発やリゾートホテル、アパート建設は続き、年間を通じ数多くの関係者が滞在する特異な地域であることから、長期滞在型の国際リゾート地として更なる成長を続ける本町において、地域住民が安全で安心できる治安を維持するため、町内会等への加入と参加を促進していきます。

